

令和8年度及び令和9年度

広陵町建設工事競争入札参加資格審査申請要領（町外本店業者用）

令和8年度及び令和9年度において、広陵町（広陵町土地開発公社を含む。以下同じ。）及び奈良県広域水道企業団広陵事務所が発注する建設工事の競争入札（随意契約を含む。以下同じ。）に参加を希望される方は、以下の要領により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を作成し提出してください。

なお、この申請書は、広陵町及び奈良県広域水道企業団広陵事務所が発注する建設工事の競争入札の業者選定に使用するためのものであり、直ちに指名があるという制度ではありません。

※ 奈良県広域水道企業団本部が発注する入札に参加を希望される方は、奈良県の入札参加資格が必要です。

1. 競争入札（随意契約を含む。）に参加する者の必要な資格

入札及び随意契約に参加を希望される方は、町長の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければなりません。

ただし、次の①から⑦までのいずれかに該当する場合は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ② 広陵町建設工事等競争入札参加資格規程（平成11年6月広陵町告示第10号）
第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- ④ 申請書を提出するときに町税等を完納していない者
- ⑤ 審査基準日（令和8年2月1日）直前2年の営業年度において、営業実績を有していない者
- ⑥ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の内容を記載した者
- ⑦ 次のいずれかに該当すると認められる者
ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
イ　暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営
に実質的に関与している者
ウ　役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又
は、第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等
直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
オ　ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難され
るべき関係を有している者

2. 受付対象者

次の①及び②の両方の条件を満足する場合、競争入札参加資格審査申請の受付対象者となります。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業許可を受けている建設業者で、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間を審査基準日(決算日)とする経営事項審査を受けている者
- ② 本店が広陵町外の所在地で建設業の許可を取得している者

3. 競争入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 受付期間

令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで

※ データの送信及び郵送の受付最終日については、令和8年2月27日(金)の午後5時までに必着とします。

5. 受付方法と受付場所

(1) 建設業者カード(広陵町様式④-1-2)のエクセルファイルについて

入力後に、下記のメールアドレス宛に送信してください。

送信先

E-mail : **koryo.soumu-gts@ninus.ocn.ne.jp**

注：PDFに変換しないでください。

必ずエクセルファイルのままで送信してください。

注：データに押印は不要です。

注：クラウド等に預けず直接送信してください。

(2) 印字した建設業者カード（広陵町様式④-1-2）及び申請書等その他書類について

下記の場所に郵送してください。

広陵町役場 2 階 総務課

[〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1
TEL 0745-55-1001 内線 1246]

封筒の表に「入札参加資格申請書在中 町外・建設」と赤字で記入してください。

6. 提出部数 1 部

7. 提出又は送信書類

注：紙で提出する書類は以下の①から⑨までの順番に綴り、ホッチキス止めをして郵送してください。ホッチキスで止められないときは、綴じひもにて綴じてください。

なお、申請書類の受付証をご希望の方は、返送先を記入し切手を貼った返信用の封筒又はハガキを同封してください。

① 令和6年度及び令和7年度 広陵町建設工事競争入札参加資格審査申請書（広陵町様式④-1-2）（必須）

② 建設業者カード（広陵町様式④-1-2）（必須）

※必ず所定のエクセルの様式に入力してください。

※エクセルの様式の変更は絶対にしないでください。

※入力したエクセルファイルのデータを（1）送信するとともに（2）印字したもの
を提出してください。

（1） 5 （1）に記載された所定のメールアドレスあてに送信してください。

※ PDFに変換しないでください。エクセルファイルのままで送信してください。

※ 押印は不要です。

※ クラウド等に預けず、直接送信してください。

（2） 印字した用紙に入札・契約等での使用印を押印して、他の書類とともに郵送してください。

上に記載の（1）と（2）の両方をしてください。

- ※ 「申請する営業所情報」欄には実際に広陵町の入札に参加し契約を行う営業所及びその営業所の代表者等を入力してください。
(申請する営業所が法人の本店の場合、代表者は代表取締役を入力してください。本店以外の場合、代表者は受任者を入力してください。)
- ※ 法人番号は法人の方のみ入力してください。「番号法」に基づく13ヶタの番号です。「国税庁法人番号公表サイト」で検索が可能です。
- ※ 「本店情報」欄について、上段で申請する営業所が本店の場合は入力不要です。
- ※ 印字して提出する書類にのみ使用印を押印してください。
使用印とは入札、契約及び代金請求等で使用する印です。
- ※ 「業者区分」欄は、奈良県内に本店がある場合は「県内本店」を、奈良県内に営業所のみがある場合は「県内営業所」を、奈良県内に本店を含む営業所がない場合は「県外本店・営業所」を選択してください。
- ※ 「建設業許可」欄には、許可者を選択し、許可番号を入力してください。
- ※ 「経営事項審査結果」欄には令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査結果通知書の内容を、該当する項目ごとに入力又は選択してください。
- ※ 「希望する許可業種の経審情報」欄には、主に希望する3つの許可業種（申請された営業所が有する許可業種に限ります。）と許可区分（一般又は特定）を選択し、それぞれの経審P点（総合評定値）と完工工事高を、経営事項審査結果の内容どおりに入力してください。
- ※ 申請された営業所が有する許可業種で、経営事項審査を受審されているものについては、希望業種でなくても競争入札参加資格を取得しますので、広陵町の競争入札への参加が可能です。

③ 代表者印の印鑑証明書〈写し〉(必須)

- ※ 法人の場合は法務局で、個人の場合は市町村で発行しています。
- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとします。

④ 経営事項審査結果通知書〈写し〉(必須)

- ※ 令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間を審査基準日（決算日）とするものを提出してください。
申請中で通知書が届いていない場合は、申請先の受付印のある受付票の写しを提出するとともに、通知書が届いたら早急にその写しを提出してください。

⑤ 営業所一覧表（国土交通省の様式④）(必須)

- ※ 建設業許可業種欄（上段）の欄には、営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を記入してください。

⑥ 委任状（該当者のみ）〈原本〉

- ※ 申請された営業所が入札、契約及び代金請求等の権限を委任された支店等の場合添付してください。
委任状には受任された営業所の代表者の職・氏名及び営業所の郵便番号、住所、名称及び電話番号を記入願います。
- ※ 任意の様式を使用してください。

⑦ 商業登記の登記事項証明書（履歴事項証明書）〈写し〉（法人のみ必須）

⑧ 納税証明書〈写し〉（必須）

- ・ 法人の場合
 - 法人税
及び消費税（税務署） 〈様式その3の3〉
 - 都道府県税（都道府県税事務所） 〈滞納のない証明〉
 - 市町村税（市役所、町村役場） 〈滞納のない証明〉
- ・ 個人の場合
 - 所得税
及び消費税（税務署） 〈様式その3の2〉
 - 都道府県税（都道府県税事務所） 〈滞納のない証明〉
 - 市町村税（市役所、町村役場） 〈滞納のない証明〉

- ※ 申請する営業所が本社の場合は本社の（国・都道府県・市町村）税の証明書の写しを、本社以外の営業所等で申請した場合は本社の（国・都道府県・市町村）税及び営業所の（都道府県・市町村）税の両方の証明書の写しを提出してください。
- ※ 「滞納のない証明」を発行していない場合は、「令和6年度及び7年度の納税証明書」の写しでも提出できます。
- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとします。

⑨ 建設業許可証明書〈写し〉（必須）

- ※ 許可通知書の写しでも提出できます。

8. 留意事項

- ① 申請書等の記載事項を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合は受付できません。
- ② 提出書類の内容が事実と相違していることが後日判明したとき、又は審査のための実態調査に応じないときは、入札参加資格の登録を行わない、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。

③ 建設業者カード（広陵町様式④－1－2）の「申請する営業所情報」欄又は「本店情報」欄に記入された内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届等を5（2）に記載の広陵町役場総務課の住所に郵送してください。

※ 新たな経営事項審査の結果、又は建設業許可の更新については、変更届の提出の必要はありません。

④ 申請者には以下の事項につき承諾していただきます。

ア 奈良県広域水道企業団広陵事務所が行う建設工事の競争入札及び随意契約における業者の選定に申請者が送信・提出された申請情報を使用するため、広陵町が奈良県広域水道企業団にその申請情報を提供すること。

イ 広陵町の競争入札参加資格者名簿に登録された場合、奈良県広域水道企業団の競争入札（随意契約を含む。）参加資格を取得すること。

ウ 広陵町及び奈良県広域水道企業団が、申請情報の一部を入札参加資格者名簿として公表すること。